平成２５年（フ）第９７９号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目４番３―416号
債務者　藤江　忠司
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９２号
大阪市西淀川区佃２丁目１番28号　キャッスルハイツ202号室
債務者　吉川　治子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２０号
大阪府門真市脇田町30番７―204号
債務者　奥　　真夢
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２９５号
大阪府守口市紅屋町５―５―301、住民票上の住所大阪市東淀川区南江口２丁目６番16号
債務者　苫野　大志
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３３８号
大阪市平野区長吉長原西３丁目１番４号レオパレスタツミⅡ　106
債務者　金岡由紀夫
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３４９号
大阪府高槻市登町３番A19―310号
債務者　川端　克次
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５８号
大阪市淀川区三津屋中２丁目４番18―407号
債務者　山田　陽一
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６０４号
大阪市北区長柄中１丁目１番２―1204号
債務者　稲井　拓司
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６５５号
大阪府吹田市岸部中４丁目６番７―210号
債務者　廣瀬智恵子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６６２号
大阪市東成区大今里１丁目31番11号
債務者　平山　義正
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３００号
愛知県清須市西市場２丁目９番地10　コーポラス上伝馬105
債務者　加賀　美鈴
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４号
山口市前町２番22号、前住所山口市上宇野令777番地37
債務者　淺田とみ子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第９７号
佐賀県鹿島市浜町乙2733番地２
破産者　大城　　靖
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１６７号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田2396番地２
破産者　伊藤　勝敏
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１号
佐賀県伊万里市瀬戸町2684番地１
破産者　吉田　正己
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１４０１号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番２棟305号
破産者　海部　博子
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５０号
千葉県市川市行徳駅前１丁目17番１―202号
破産者　松井　　勉
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
佐賀県西松浦郡有田町南山丁253番地８
破産者　竹下めぐみ
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９４３号
千葉県市川市中山３丁目３番12号　ポルクⅡ201号、開始決定時の住所東京都江戸川区瑞江３丁目34番８―307号
破産者　田中　伸司
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９５１号
千葉県船橋市八木が谷５丁目18番17号
破産者　柴田　照子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係